

第95号議案

府中市立農業公園条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年11月30日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

市民が農業とふれあい、市民同士が交流することができる場を提供することで、農業に対する理解を深め、もって本市の農業振興と市民生活の向上に資するため、市立農業公園を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

府中市立農業公園条例

(目的)

第1条 この条例は、市民が農業とふれあい、市民同士が交流することができる場を提供することで、農業に対する理解を深め、もって本市の農業振興と市民生活の向上に資するため、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園として農業公園を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 農業公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

府中市立西府町農業公園 府中市西府町4丁目6番地

(施設)

第3条 農業公園には、次に掲げる公園施設（以下「施設」という。）を設ける。

- (1) 体験農場
- (2) 体験学習施設
- (3) 自由広場
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施設

(事業)

第4条 農業公園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農業体験を目的とする講習及び催しの実施その他の市民が農業とふれあう機会の提供に関すること。
- (2) 収穫祭、展示会その他の農業を通じた市民同士の交流に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(施設の休業日)

第5条 施設（第3条第1号及び第2号に掲げる施設に限る。）の休業日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(施設の利用時間)

第6条 施設（第3条第1号及び第2号に掲げる施設に限る。）の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（行為の禁止）

第7条 農業公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 農業公園の施設、これに付属する設備又は器具（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失すること。
- (2) 樹木、花き、種苗等を伐採し、又は採取すること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、農業公園の利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

（原状回復の義務）

第8条 施設等を利用する者は、施設等を常に良好な状態に保ち、その利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第9条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、これにより生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（府中市立公園条例の適用）

第10条 この条例に定めるもののほか、農業公園の管理及び運営については、府中市立公園条例（平成14年3月府中市条例第6号）の規定を適用する。

（委任）

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（府中市立公園条例の一部改正）

- 2 府中市立公園条例の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は」の次に「、別に定めるもののほか」を加える。